

令和4年度（2022年度）第3次定期監査結果に係る注意事項の公表

令和4年（2022年）6月1日から8月26日までの間に実施した定期監査における注意事項は次のとおりです。

注意事項とは、監査結果のうち指摘事項には至らないが早期の是正措置を促す必要があるものです。

令和4年（2022年）9月26日

熊本県監査委員事務局

① 行政

事 項	内 容	課題数
事務処理	定款変更の認可について、事務処理が遅延したことにより、通常よりも認可までに時間を要している。	1
行政文書の管理	郵便切手類出納簿等の書類を紛失している。	1
個人情報の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・住所等のデータを印刷配送業者宛てにメール送信する際、メールアドレスを誤ったため、個人情報が漏えいしている。 ・申請者へ給付金の交付決定通知を行う際、誤って別の団体に送付したため、申請者の個人情報が漏えいしている。 ・指定管理者において、ホームページに施設利用申込書の様式を掲載した際、誤って施設利用者の住所等を掲載し、一般の人が閲覧可能な状態となり、個人情報が漏えいしている。 	3

② 収入

事 項	内 容	課題数
県税事務	<ul style="list-style-type: none"> ・領収済通知書をもとに作成する収納データについて、納税者番号の入力誤りがあったため、誤還付や納付済者に対する督促状の送付を行っている。 ・過去数年の自動車税の課税において、県税システムの課税データの誤り及びプログラム誤りにより、誤った課税を行っている。 	2
未収金対策	徴収努力はなされているものの、未収金総額が前年度末と比較して増加している。	6
	給付金の過払金等について、新たに未収金が発生している。	3

収入証紙事務	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料免除手続が遅れ、過年度支出により還付を行っている。 ・令和2年度の証紙消印実績報告に誤りがあるが、事後処理が遅延しており、公金振替等の事務が行われていない。 ・講習の受講申込書について、既に申込をした者から再度提出させたため、受講手数料を二重に徴収し、後日還付を行っている。 	3
料金徴収事務	<ul style="list-style-type: none"> ・電柱設置目的で貸付を行っていた県有地について、土地を売却したにもかかわらず、貸付料を誤って徴収している。 ・職員住宅賃借料について、電算処理を依頼する際の職員番号の記載誤りにより誤徴収を行っている。 ・職員宿舍貸付料について、誤って町費を貸付料に算入したため、過大徴収が生じている。 ・維持管理経費の負担金算定にあたり、単価誤り及び申請手数料の計上漏れがあり、納入前に収入調定を変更し、納入通知書を差し替えている。 	4

③ 支出

事 項	内 容	課題数
契約事務	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の実施に当たり、契約手続が遅延し、未契約のまま業務の一部が実施されている。 ・予定価格の設定や見積書徴取を行わないまま、受託者からの変更協議に同意し、変更契約を行っている。 ・機器の契約手続を失念しており、年度途中に契約手続を行っている。 	3
補助金交付事務	<ul style="list-style-type: none"> ・交付確定通知前に変更支出負担行為書を作成すべきところ、作成せずに確定通知を行っている。また、減額負担行為分について、年度後返納となっている。 ・誤った実績報告書に基づき額の確定を行ったことから、確定の変更が行われている。 	2
特殊勤務手当等の支給事務	支給対象者に支給していないものや、支給対象者でないにもかかわらず支給しているものがある。	7
旅行命令に係る事務	旅行命令が行われておらず、支給漏れが発生している。	5
指定管理の事務	指定管理に係る事務処理について、協定書等に基づいた事務手続が行われていない。	1

<p>その他支払事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般需用費の支払について、請求額を誤って入力したため過払となり、返納させている。また、業者からの請求漏れ及び後任者への引継漏れにより、過年度支出が生じている。 ・報酬の支払について、算定を誤ったため過払が生じ、年度後に返納させている。 ・報償費の支払について、支払漏れや金額の入力誤りなどが生じたため、過年度支出等により支払っている。 ・役務費の支払について、源泉所得税の徴収漏れにより返納させている。 ・業務委託に係る契約保証金の還付手続が大幅に遅れている。 	<p>9</p>
----------------	---	----------

④ 物品

事 項	内 容	課題数
<p>公用車の毀損</p>	<p>公用車による自損事故が発生している。</p>	<p>5</p>
<p>物品の管理</p>	<p>入居団体が使用している県有物品である机・椅子の使用に関して、根拠となる貸付契約等が確認できない。</p>	<p>1</p>

⑤ 財産

事 項	内 容	課題数
<p>財産の管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入居団体に係る行政財産の目的外使用許可が行われていない。また、入居団体が使用している県有物品である机・椅子の使用に関して、根拠となる貸付契約等が確認できない。 ・庁舎に設置していた鉄塔について、行政財産としての用途廃止手続を行うことなく取り壊している。 ・県が管理する住宅団地内道路の側溝において、車両が乗った蓋が跳ねて自動車を損傷し、賠償金を支払っている。 	<p>3</p>